

改正

令和7年8月26日告示第70号

羽咋市新輝宅地開発支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、より良い住環境整備の推進と定住人口の拡大を図ること及び被災宅地の復興の促進を図ることを目的とし、宅地開発事業を行う民間事業者に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅地開発事業 戸建て住宅用の宅地の分譲を目的として行われる事業をいう。
- (2) 復興宅地開発事業 公費解体又は自費解体跡地を含んだ敷地において、戸建て住宅用の宅地の分譲又は賃貸集合住宅用地の整備を目的として行われる事業をいう。
- (3) 民間事業者 民営で宅地開発事業又は復興宅地開発事業を行う者をいう。
- (4) 道路 市道又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路をいう。
- (5) 賃貸集合住宅 次の全てに該当する住宅をいう。
 - ア 1棟2戸以上で、かつ賃貸をする住宅
 - イ 各住戸に専用の玄関、台所、便所、浴室及び居室が設けられているもの
 - ウ 組立式仮設住宅又はトレーラーハウスでないもの
- (6) 公費解体 羽咋市令和6年能登半島地震に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱（令和6年羽咋市告示第25号）に基づき、被災家屋等の解体及び撤去を行うものをいう。
- (7) 自費解体 羽咋市令和6年能登半島地震に係る被災家屋等の自費解体及び撤去に要する費用償還に関する要綱（令和6年羽咋市告示第24号）に基づき、被災家屋等の解体及び撤去を行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市税及び市の使用料等を滞納していない者
- (2) 暴力団（羽咋市暴力団排除条例（平成24年羽咋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではない者、かつ、暴力団又は暴力団員と関係を有していない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、民間事業者が羽咋市内において実施する事業で、次の各号の全てに該当する事業とする。

- (1) 別表第1に掲げる宅地開発事業又は復興宅地開発事業であるもの
- (2) 戸建て住宅用の宅地の分譲の場合、1区画あたりの面積が165平方メートル以上であるもの
- (3) 宅地開発に必要な道路の新設又は拡幅を伴うもの。ただし、既存道路の幅員が6メートル以上ある場合、既存の空家を解体し宅地開発事業を行う場合で既存道路の幅員が4メ

一トール以上ある場合、又は復興宅地開発事業を行う場合で既存道路の幅員が4メートル以上ある場合は除く。

(4) 新設又は拡幅する道路は、羽咋市市道認定要綱（平成14年羽咋市告示第44号）に規定する認定基準及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4に規定する基準を満たすもの

(5) 新設又は拡幅する道路はその両端を他の道路に接続するもの。ただし、段階的な整備により将来的に他の道路に接続する場合はこの限りではない。

(6) 新設又は拡幅する道路を無償で市に帰属させるもの。ただし、袋路状道路は除く。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当でないと認める場合は補助対象事業としない。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業のうち、宅地整備又は新設若しくは拡幅する道路整備に要する経費とする。

2 補助金額は、予算の範囲内において別表第2に定めるとおりとし、宅地整備及び道路整備に係る補助金額の合計額とする。

3 別表第2により算定した補助金額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助対象者が行う事業のうち、補助対象事業以外の事業があるときは、当該事業に係る経費を分離して算定するものとする。

5 他の助成制度を受けている場合、その事業費は補助対象経費に含めないものとする。

（事業認定）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手前に、事業の認定を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

2 前項の認定を受けようとする補助対象者は、新輝宅地開発支援事業補助事業認定申請書（様式第1号）に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（事業認定の通知）

第7条 市長は、前条第2項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは新輝宅地開発支援事業補助事業認定通知書（様式第2号）により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。

（事業認定の変更等）

第8条 前条第1項の認定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ新輝宅地開発支援事業補助事業変更等承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、新輝宅地開発支援事業補助事業変更等承認通知書（様式第4号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事業認定の取消し）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助事業の事業認定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助事業認定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(交付申請)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、新輝宅地開発支援事業補助金交付申請書(様式第5号)に、別表第4に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、第7条第1項の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

(交付決定)

第11条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、新輝宅地開発支援事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。
- (4) 補助事業を廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の請求等)

第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定による通知を受けたときは、新輝宅地開発支援事業補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(返還)

第14条 市長は、第12条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(報告、調査及び検査)

第15条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

(整備保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完

了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年8月26日告示第70号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の羽咋市新輝宅地開発支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に土地売買契約を行う新輝宅地開発支援事業に係る補助金について適用し、同日前に契約を行った新輝宅地開発支援事業については、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

事業区分	補助要件	
宅地開発事業	1 5区画以上の整備を行うもの。ただし、既存の空家を解体するものについては2区画以上とする。 2 建築物の用途が一戸建て専用住宅、又は建築基準法施行令第130条の3で定める兼用住宅であるもの。ただし、兼用住宅での営業については、カラオケ等騒音が発生する店舗や夜間22時以降に行う営業は認めない。	
復興宅地開発事業	戸建て住宅の分譲を行う場合	1 2区画以上の整備を行うもの。 2 建築物の用途が一戸建て専用住宅、または建築基準法施工令第130条の3で定める兼用住宅であるもの。ただし、兼用住宅での営業については、カラオケ等騒音が発生する店舗や夜間22時以降に行う営業は認めない。 3 令和9年度末までに分譲を開始できるもの。
	賃貸集合住宅用地の整備を行う場合	1 建築物の用途が長屋又は共同住宅であるもの。 2 令和9年度末までに入居者募集を開始できるもの。

別表第2（第5条関係）

事業区分	宅地整備補助金額	道路整備補助金額
宅地開発事業	1 区画当たり一律20万円	新設又は拡幅する道路の面積1平方メートル当たり1万円を乗じた額
復興宅地開発事業	1 戸建て住宅用の宅地の分譲を行う場合は、1区画当たり一律50万円 2 賃貸集合住宅用地の整備を行う場合は、1平方メートル当たり3千円	

別表第3（第6条関係）

事業認定申請添付書類
- 位置図 - 現況図（事業区域を明示したもの） - 土地利用計画図（事業区域を明示したもの） - 造成計画図（平面図、断面図） - 道路計画図（縦断面図、横断面図） - 求積図及び面積表 （宅地については各区画面積及びそれらの合計を明示したもの） （道路については新設部分、拡幅部分及びそれらの合計を明示したもの） - 公図の写し（事業区域を明示したもの） - 土地の登記全部事項証明書（事業区域内全て） - 現況写真（現況図に撮影位置及び方向を明示したもの） - 土地売買契約書の写し - 工事契約書の写し - 補助対象者の会社・法人の登記事項証明書、個人事業主の場合は住民票の写し - 公費解体又は自費解体を行ったことがわかる書類の写し（復興宅地開発事業を行う場合） - その他市長が必要と認める書類

別表第4（第10条関係）

交付申請添付書類
- 出来形測量による求積図及び面積表 （宅地については各区画面積及びそれらの合計を明示したもの） （道路については新設部分、拡幅部分及びそれらの合計を明示したもの） - 公図の写し（事業区域を明示したもの） - 土地の登記全部事項証明書（事業区域内全て） - 工事写真（施工前、施工中及び完了時） - 土地取得費及び工事費の支払を確認できる領収書又はこれに代わるもの

- 6 分譲を開始したことがわかる書類（宅地の分譲を行う場合）
- 7 入居者募集を開始したことがわかる書類（賃貸集合住宅用地の整備を行う場合）
- 8 住宅の戸数及び間取りがわかる配置図及び平面図（賃貸集合住宅用地の整備を行う場合）
- 9 その他市長が必要と認める書類